

第一回臨時町議会

電気・ガス税減率
特別職の給与改訂

第一回臨時町議会が一月二十日開催され、税条例の一部改正など五議案が原案どおり可決されました。

議案第1号

麻生町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議員の報酬及び費用弁償等について次のように改正したものです。

区分	給料月額
区長	三十四万円
町長	三十七万円
収入役	二十五万五千円

議案第3号

教育長の給与・勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を改正する条例
教育長の給与月額を二十四万円とし、旅費については、助役の旅費相当額としたものです。

区分	報酬額
議長	九万円
副議長	七万九千円
常任委員長	七万七千円
常任副委員長	七万六千円
議員	七万六千円
助役	七万六千円

議案第2号

麻生町特別職の職員で常勤

議案第4号

麻生町税条例の一部を改正する条例
電気税百分の六を百分の五

住みよいまちづくり
新しい用途地域の都市計画(三)

五、商業地域

商業地域は事務、マーケット、問屋、料理店など、各種の商業業務施設が集まる市街地の中心部で商業業務の利便を増すための地域です。

この地域では、とくに商業地としての環境をそこなうような工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんど何でも建てられます。また土地を高度に利用できるように建ぺい率の限度は八〇割であり、容積率の限度は四〇〇割が適当とされています。

六、準工業地域

この地域は、公害の発生のおそれのある工場や、危険物を扱う工場を除いてはほとんどの用途の建物が建てられます。八種類の用途地域の中で最も制限がゆるい地域です。建ぺい率の限度は六〇割であり、容積率の限度は二〇〇割が適当とされています。

七、工業地域

工業地域は、工業の利便を優先的に考えなければならぬ地区ですが、準工業地域では建てられない工場の外に住

身障者在宅投票



3月からできます

公職選挙法の改正により、身体障害者在宅投票（郵便による不在者投票）ができるようになりました。この投票ができるのは次に該当する人で、現在麻生町には約三十六人おります。

郵便投票のできる人

（一）身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者で、身体障害者手帳に両下肢、もしくは体幹に障害があつて一級あるいは二級のものの心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては、一級あるいは三級である者として手帳に記載されている者

郵便による投票は

（二）戦傷病者特別優待法第二条第一項に規定する戦傷病者については、戦傷病者手帳に、両下肢もしくは体幹の障害が特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害が、特別項症から第三項症まである者と記載されている者

郵便投票証明書を

郵便による不在者投票をする者ができる人は、選挙管理委員長に文書で、「郵便投票

票証明書」の交付を申請してください。（現在受付中）

選挙管理委員長は、当該申請をした人が、郵便による不在投票をすることができると認めるときは、郵便投票証明書（四年間有効）を郵便で交付します。

郵便による投票は、選挙の期日四日前までに、選挙管理委員長に対し、選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して、投票用紙および投票用封筒の交付を請求します。

選挙管理委員長は、請求により、投票用紙および投票用封筒を郵便で発送します。

選挙人は、候補者一人の氏名を記載、これを投票用封筒に入れて封をし、その表面に署名、さらにこれを適当な封に入れて選挙管理委員長に

送付します。

町民税申告相談

「定められた期日に正しく」納税につきましましては、日頃深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本年も、町・県民税の申告をしていただく時期がまいりましたので、その説明と相談をおこないます。

この日程ならびに申告書等の用紙につきましては、納税組合長さんを通して、お届けいたしますから、定められ

た期日に「正しく」必ず申告するようにお願いいたします。

所得税の確定申告で、納税相談会場が、麻生町役場に指定になっておられる方は、定められた期日と時間を守ってください。

所得税の確定申告をする人は、町・県民税の申告をする必要はありません。おわかりにならない点については、税務課、または申告のさい係員におたずねください。

短歌

農校を終えて家継ぐ青年の
掌にピーマンのみどりつやめく 小沼 芳江
初春の願ひのなかに歌のみち
高め給えと柏手をうつ 箕輪 登美
時たてば苦しみし事も思ひ出の
なかに溶けゆく年立ちにけり 辺田 貞喜
すこやかに卯年迎へて古稀の春
心も澄みて歌にいそしむ 深見 義夫
杳き思慕胸にあふれぬ夕づきし
庭のみかんの香にふれしとき 永峰 美代子
香り立つ風呂湯に浮かぶ柚子の皮
肌のどここえもひとと触れくる 柳町 かん
過疎すすむ峡田にのこるひつじ穂の
枯れたるままに年は暮れゆく 根本 八郎
引き止むる母をなだめて又来むと
老人ホーム足早に出づ 渋谷 正子
土塊を深く起せば冬眠す
蛙があらてにぶく動けり 高野 嘉
玄関の三和土の砂を掃きよせつ
昨日の小さき客を思いぬ 椿 よね

精神薄弱者巡回相談

△期日は 2月25日（日）10時～12時
△会場は 鹿島町役場会議室
茨城県精神薄弱者更生相談所が、精神薄弱者（児）の医学的診断、心理的な判定、職業の調査等をおこない、厚生援護に役立てます。

戸籍の窓口

へおめでた
氏名 世帯主 住所
青木 光徳 貞雄 麻生

堀井 和美	石川 紀子	高野 綾子	永峰 睦子	平山 幸枝	荒野 美由紀	椎木 美子	久保田 幸子	羽生 幸子	大里 幸子	箕輪 幸子	成島 幸子	宮崎 幸子	石橋 幸子	小沼 幸子	大橋 幸子	堀川 幸子	羽生 幸子	前島 幸子	朝日 幸子	宮内 幸子	中根 幸子	高崎 幸子	矢崎 幸子	椎木 幸子	中根 幸子	滝崎 幸子	平山 幸子
堀井 和美	石川 紀子	高野 綾子	永峰 睦子	平山 幸枝	荒野 美由紀	椎木 美子	久保田 幸子	羽生 幸子	大里 幸子	箕輪 幸子	成島 幸子	宮崎 幸子	石橋 幸子	小沼 幸子	大橋 幸子	堀川 幸子	羽生 幸子	前島 幸子	朝日 幸子	宮内 幸子	中根 幸子	高崎 幸子	矢崎 幸子	椎木 幸子	中根 幸子	滝崎 幸子	平山 幸子
堀井 和美	石川 紀子	高野 綾子	永峰 睦子	平山 幸枝	荒野 美由紀	椎木 美子	久保田 幸子	羽生 幸子	大里 幸子	箕輪 幸子	成島 幸子	宮崎 幸子	石橋 幸子	小沼 幸子	大橋 幸子	堀川 幸子	羽生 幸子	前島 幸子	朝日 幸子	宮内 幸子	中根 幸子	高崎 幸子	矢崎 幸子	椎木 幸子	中根 幸子	滝崎 幸子	平山 幸子
堀井 和美	石川 紀子	高野 綾子	永峰 睦子	平山 幸枝	荒野 美由紀	椎木 美子	久保田 幸子	羽生 幸子	大里 幸子	箕輪 幸子	成島 幸子	宮崎 幸子	石橋 幸子	小沼 幸子	大橋 幸子	堀川 幸子	羽生 幸子	前島 幸子	朝日 幸子	宮内 幸子	中根 幸子	高崎 幸子	矢崎 幸子	椎木 幸子	中根 幸子	滝崎 幸子	平山 幸子